

○薬種商試験の取扱いについて

(平成二年六月一五日)

(薬企第四一号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企画課長通知)

薬種商試験の取扱いについては、平成二年六月一五日薬発第六五六号(以下「薬発第六五六号」という。)により通知したところであるが、左記事項に留意して適切な運用に努められたい。

記

- 1 薬種商承継者試験合格者が承継を予定している店舗又は施設(以下「承継予定店舗」という。)以外の他の店舗等において実務に従事する場合には、試験合格者は、承継予定店舗の所在地の都道府県知事に承継予定店舗の名称及び所在地並びに実務に従事する他の店舗等の名称及び所在地を届け出るものとする。それらに変更があった場合も、同様とすること。
- 2 薬発第六五六号の施行に伴い、次に掲げる通知を以下のとおり改めることとすること。
昭和五〇年一月一七日薬企第四号「薬種商承継者試験の取扱いについて」の1の(1)中「直系卑属」を「直系卑属若しくはその配偶者」に、2の(1)中「当該店舗において」を「当該店舗(以下「承継予定店舗」という。)又は他の店舗において」に、「都道府県知事」を「承継予定店舗の所在地の都道府県知事」に、「当該新店舗において」を「当該新店舗又は他の店舗において」に改め、同(2)のイを次のように改めること。
イ 合格者が試験合格後継続して承継予定店舗又は他の店舗において医薬品販売の実務に従事してきた旨を証明する書類